

経歴点数について

日頃よりPTA活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
本校におけるPTA本部役員及び、各委員の選出にあたっては、令和3年度より『経歴点数制』を導入しております。
経歴点数とは、担った役職に対して保護者に対して付与される点数のことです。子どもの数は関係ありません。

Foreign families and those who have difficulty reading and writing Japanese can also apply for an exemption.

Case Study

～我が家の場合～

各委員選出時に立候補者がいない場合、経歴点数0点の方々とくじ引きを行い、学年代表を選出します。0点の方だけで定員に満たない場合、対象者を広げて1点の方々から選出する流れです。



CASE①

新1年生の兄
生後7か月の弟
経歴点数0点



未就学児がいるので、免除申請をします。落ち着いたら、本部役員をやろうと思っています。

例えば、その後・・・

兄が4年生、弟が3歳（幼稚園）の年に本部役員（書記）に立候補。経歴点数5点と永久免除の優遇措置が付与された。兄が卒業し、弟が入学した際にもその点数と優遇措置は引き継がれるため、弟の卒業まで免除対象となった。

CASE②

すでに卒業した
姉新1年生の妹
経歴点数3点

姉が2年生の時に、広報委員長をやりました。免除期間の3年は過ぎていたので、仕事の都合がつく年に学級委員を1回、やろうと思います。



例えば、その後・・・

経歴点数3点を持っているので、低学年のうちは学年代表のくじ引き対象にはならなかった。3年生の時、仕事が落ち着いたため、学級委員に立候補。経歴点数1点が加算され、計4点になった。免除期間は無いが、4点でくじ引き対象になることが少ないので、そのまま卒業を迎えた。

CASE③

新2年生の兄
新1年生の妹
経歴点数3点



兄が1年生の時に、父が文化委員長をやりました。兄が4年生まで免除期間ですが、5年生以降くじ引き対象になる可能性があります。

例えば、その後・・・

兄が5年生、妹が4年生の年に、兄の方でくじ引きで互選会に出席することになった。本部役員にはならなかったが、翌年の6年生の時に学年代表のくじ引き対象となり当選。母が学級委員を担うことになった。1点が加算され、計4点となったため、妹が6年生の時にはくじ引き対象になることが少ないので卒業を迎えた。

CASE④

新2年生の
子ども1人
経歴点数1点

どうせやるなら早い方が良いと思い、入学してすぐの1年生時に選考委員をやりました。子どもが中学年以降に再就職を考えています。



例えば、その後・・・

1年間の業務を振り返ると、多くの改善点が見えていた。いずれはあと3点を得ようと考えていたので、2年生でも選考委員に立候補して委員長を務めることにした。アナログな手集計を改善すべく、SEである夫が全面バックアップ。2年目で業務の流れを理解していたおかげもあり、スムーズな運営と効率化を図ることに成功。計4点となり、3年生で再就職をし、そのまま卒業を迎えた。

PTAは、

『できることをできるときに。無理のない範囲で。』

というスローガンで、負担感や公平感に配慮して経歴点数制度と配慮期間が定められています。

子どもたちのよりよい学校生活のため、ぜひご協力をお願いいたします。

